

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名前は、特定非営利活動法人みえきた市民活動センターです。

(事務所)

第2条 この会の主たる事務所は、三重県桑名市に置きます

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、まちのさまざまな課題を明らかにし、その課題の解決に取り組みます。また、それらの課題を自分たちの手で解決していこうという人たちに対し、その活動を応援し、その活動を行いやすい環境を整えていきます。これにより、市民自身による市民社会づくりに寄与します。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条第1項別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動

- (15)科学技術の振興を図る活動
- (16)経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (20)地域防災活動
- (21)障がい者の自立と共生社会(障がいのある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。)の実現を図る活動
- (22)多文化共生社会(国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係の下で地域社会の構成員として安心して共に生きる社会をいう。)づくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行います。

(1) 特定非営利活動に係る事業

1. まちのさまざまな課題の調査研究事業
2. その解決のための事業
3. まちのさまざまな課題を解決しようとしている市民活動の調査研究事業
4. その市民活動への応援事業
5. その市民活動を行いやすい環境の調査研究事業
6. その市民活動を行いやすい環境づくり事業

(2) その他の事業

1. 物品販売および仲介事業
2. レンタル事業
3. 請負事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとします。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この会の会員には、次に掲げる会員をおき、正会員をもって法上の社員とします。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) その他の会員 理事会が別に規則において定めた会員

(入会)

第7条 この会の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出することとします。

2 理事長は、前項の入会申込者が、第3条に定めるこの会の目的に賛同し、第4条から第5条までに定める活動および事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者にこれを通知することとします。

3 その他の会員の入会については、理事会が別に定めた会員規則にそって入会することとします。

(会費)

第8条 この会の会員は、会費を納入しなければなりません。

2 会費の額および会費の納入方法については、理事会が別に定めた会費規則にそって納入することとします。

(退会)

第9条 この会の会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、本人の意思によって退会できることとします。

2 この会の会員が次のいずれかに該当したときは、退会したものとみなすことができることとします。

- (1) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。
- (2) 継続して半年以上会費を滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。

(除名)

第10条 この会の会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができることとします。

- (1) 法令、この会の定款等に違反したとき。
- (2) 個人情報保護違反など、会員に対する迷惑行為を行ったとき。
- (3) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知し、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えることとします。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第11条 この会に、次の役員を置くことにします。

- (1) 理事 3人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち1人以上3人以内を理事長とし、4人以内を副理事長とすることができます。

3 理事会は、理事会の議決を経て、常務理事を置くことができます。

(選任等)

第12条 理事は、総会において正会員の中から選任します。

2 監事は、総会において正会員またはその他の者から選任します。

3 理事長、副理事長および常務理事は、理事の互選とします。

4 監事は、理事又はこの会の職員を兼ねることができません。

(職務)

第13条 理事はこの法人を代表し、理事会を構成し、定款の定めおよび理事会の議決にもとづき、この会の業務を執行します。

2 理事長は、定款の定めおよび理事会の議決にもとづき、この会の業務を統括します。

3 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序により、その職務を代行します。

4 常務理事は、理事会の議決にもとづき、この会の常務を処理します。

5 監事は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この会の財産の状況を監査すること。
- (3) 前前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度の末日までとします。ただし、再任を妨げません。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長することとします。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とします。

4 役員は、辞任または任期満了の後においても、第11条に定める最小単位の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならないこととします。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事については理事会において出席理事数の過半数の議決により、監事については総会において出席社員数の過半数の議決により、これを解任することができます。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができます。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めます。

(評議員等)

第17条 この会は、この会の活動やあり方についてアドバイスを受けるため、評議員、顧問、直前理事長をおくことができます。

2. 顧問、直前理事長は理事会に出席して意見を述べるすることができます。

3. 評議員は、理事長が指名することとします。

4. 顧問は、理事会が指名することとします。

5. 直前理事長は、理事長経験者の中から理事会が指名することとします。

6. 評議員、顧問、直前理事長の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度の末日までとします。ただし、再任を妨げません。

第5章 総会

(種別)

第 18 条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会とします。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成します。

(権能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業の方針の承認
- (5) 事業の報告及び決算の承認
- (6) 理事および監事の選任ならびに監事の解任
- (7) その他、理事会が総会に付議するとして決議した事項
- (8) その他、定款第25条第1項に定める手続きによって、総会が議決を必要と認めた事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎事業年度1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催します。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 22 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集します。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければなりません。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議議題を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会できないこととします。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項についてのみとします。ただし、議事が緊急を要することで、出席した正会員の5分の1以上の同意があった場合には議決事項にすることができることとします。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによることとします。

(表決権等)

第 26 条 ひとりひとりの正会員の表決権は平等とします。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができることとします。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 24 条、前条第1項および第2項、第 27 条第1項第2号及び第 44 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなすことにします。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとします。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員の総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合は、その数を付記します。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名することとします。

第6章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成します。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決します。

- (1) 事業の方針の作成
- (2) 事業計画および活動予算見通しの承認および変更
- (3) 会員の入退会の承認
- (4) 理事長、副理事長、常務理事の選任ならびに理事の解任
- (5) 顧問、直前理事長の指名
- (6) 会員規則
- (7) 事務局の組織および運営
- (8) 総会に付議すべき事項
- (9) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (10) その他、この会の運営に関する必要な事項

(開催)

第 30 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集します。

2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければなりません。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事から選出します。

(議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。ただし、議事が緊急を要することで、出席した理事の5分の1以上の同意があった場合には議決事項にすることができることとします。

2 理事会の議事は、出席理事数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとします。

(表決権等)

第34条 ひとりひとりの理事の表決権は平等とします。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができることとします。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなすこととします。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記します。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名しなければなりません。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成することとします。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 37 条 この会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とします。

(資産の管理)

第 38 条 この会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めることとします。

(会計の原則)

第 39 条 この会の会計は、正規の簿記、真実性・明瞭性、継続性という会計の3原則に従って行います。

(事業年度)

第 40 条 この会の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わることとします。

(会計の区分)

第 41 条 この会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とその他の事業に関する会計の2種に分けて行います。

(事業計画及び活動予算見通し)

第 42 条 この会の事業計画およびこれに伴う活動予算見通しは、理事長が作成し、理事会の承認を経なければなりません。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、総会の承認を経るものとします。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 44 条 この会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければなりません。

(解散)

第 45 条 この会は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの会が解散するときは、総会に出席した正会員の過半数による議決を経なければなりません。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの会が解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

4 この会が解散したときは、理事が清算人となります。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決をもって選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとします。

(合併)

第 47 条 この会が合併しようとするときは、総会に出席した正会員総数の過半数の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得ることとします。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この会の公告は、この会のインターネット上のホームページに掲示するとともに、解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告及び清算人が清算法人について破産手続き開始の申し立てを行った旨の公告は官報に掲載して行うことにします。

第10章 雑則

(細則)

第 49 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めるととします。

附 則

- 1 この定款は、この会の成立の日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	郷司 房夫
副理事長	井上 雅文
理事	伊藤 香
同	今村 和子
同	小笠原 まき子
同	河合 由美子
同	川戸 由起
同	黒田 幸美
同	近藤 順子
同	伴 和子
同	服部 則仁
同	松永 章吾
監事	西羽 晃

- 3 この会の設立当初の役員の任期は、第 14 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年5月31日までとする。
- 4 この会の設立当初の事業計画及び収支予算見通しは、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この会の設立当初の事業年度は、第 40 条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年5月31日までとする。
- 6 この会の設立当初の会費は、別途定める特定非営利活動法人みえきた市民活動センター会員・会費規則に掲げる額とする。

附則

- 1 平成24年7月の変更申請については、所轄庁の受理の日から施行する。
- 2 平成24年7月の変更認定申請については、所轄庁の認証の日から施行する。

附則

- 1 平成26年1月の変更申請については、所轄庁の受理の日から施行する。
- 2 平成26年1月の変更認定申請については、所轄庁の認証の日から施行する。

これは当法人の定款に相違ありません。

令和元年8月23日

特定非営利活動法人みえきた市民活動センター

理 事 小笠原 まき子

平成30年度 貸借対照表
平成31年5月31日現在

特定非営利活動法人みえきた市民活動センター

科 目・適 用	金 額(単位:円)	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金・預金	2,086,532	
缶バッチ在庫	4,536	
前払費用		
流動資産合計		2,091,068
資産合計		2,091,068
II 負債の部		
1 流動負債		
短期借入金		
未払費用	1,523	
預り金		
未払法人税	72,000	
流動負債合計		73,523
負債合計		73,523
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		
繰越一般正味財産	1,449,049	
繰越使途限定寄付金	858,602	
前期繰越正味財産合計額		2,307,651
当期正味財産		
一般正味財産	-224,099	
当期使途限定寄付金	-66,007	
正味財産増減額		-290,106
正味財産合計		2,017,545
負債及び正味財産合計額		2,091,068

平成30年度 特定非営利活動法人みえきた市民活動センター活動計算書
第16期(平成30年6月1日～令和元年5月31日)

事業の種類 按分比率	合 計 1	事業費計 0.99	管理部門 0.01
経常収益			
科 目	総合計	事業費計	事務局費等
受取会費	22,000		22,000
きらきら基金助成寄付金	243,719	243,719	
きらきら基金運営寄付金	21,074	21,074	
一般寄附金	491,059	491,059	
助成金	0	0	
委託事業収入①みえNPOネットワークセンタ	145,784	145,784	
委託事業収入 桑名市	513,000	513,000	
自主事業①サンタの行進	0	0	
自主事業収入②カンバッチ	15,100	15,100	
受取利息	11	0	11
その他収入		0	
経常収益合計	1,451,747	1,429,736	22,011
経常費用			
科 目	総合計	事業費計	事務局費等
1 人件費			
給与	0	0	
小計	0	0	
2 その他経費			
通信費	267,017	250,817	16,200
消耗品	32,523	25,972	6,551
印刷費	149,773	149,773	
支払報酬	93,000	93,000	
調査協力金	0		
外注費	604,420	604,420	
荷造運賃	0		
会議費	30,578	30,578	
旅費交通費	46,610	46,610	
諸会費	20,000	20,000	
支払手数料	15,892	1,188	14,704
賃借料	69,120	53,090	16,030
租税公課	0		
きらきら基金助成金	330,800	330,800	
サンタの行進	10,120	10,120	
缶バッチ販売	0		
寄附金	0		
雑費	0		
小計	1,669,853	1,616,368	53,485
経常費用合計	1,669,853	1,616,368	53,485
経常増減額			
非課税事業	-398,880	-398,880	
課税事業	212,248	212,248	
法人管理費	-31,474		-31,474
当期経常増減額	-218,106	-186,632	-31,474
地方税	72,000	72,000	
総計	-290,106	-258,632	-31,474

*みなし寄附金振替

212,248

*その他の事業について、今期は実施していない。

平成30年度 貸借対照表
令和元年5月31日現在

特定非営利活動法人みえきた市民活動センター

科 目・適 用	金 額(単位:円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金	2,086,532		
缶バッチ在庫	4,536		
前払費用			
流動資産合計		2,091,068	
資産合計			2,091,068
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金			
未払費用	1,523		
預り金			
未払法人税	72,000		
流動負債合計		73,523	
負債合計			73,523
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産			
繰越一般正味財産	1,449,049		
繰越用途限定寄付金	858,602		
前期繰越正味財産合計額		2,307,651	
当期正味財産			
一般正味財産	-224,099		
当期用途限定寄付金	-66,007		
正味財産増減額		-290,106	
正味財産合計			2,017,545
負債及び正味財産合計額			2,091,068

平成30年度 財産目録
令和元年5月31日現在

特定非営利活動法人みえきた市民活動センター

科目	金額(単位:円)		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	84,164		
普通預金第三銀行桑名支店	356,286		
普通預金第三銀行桑名支店	732,812		
普通預金三重銀行桑名支店	105,575		
普通預金三重銀行桑名支店 寄付口座	807,695		
郵便局振替口座	0		
缶バッチ在庫	4,536		
未収入金	0		
前払費用			
流動資産合計		2,091,068	
資産合計			2,091,068
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払法人税			
県民税均等割	22,000		
市民税均等割	50,000		
短期借入金			
未払費用	1,523		
預り金			
流動負債合計		73,523	
負債合計			73,523
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産	1,449,049		
前期繰越使途限定寄付金	858,602		
当期一般正味財産	-224,099		
当期使途限定寄付金	-66,007		
正味財産合計		2,017,545	
正味財産合計			2,017,545

これは財産目録である

令和1年5月31日
特定非営利活動法人みえきた市民活動センター
理事 小笠原 まき子

1. 重要な会計の方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協会)によっています。

-1 無償もしくは著しく低い価格での財やサービスの提供の掲載について

当会は、市民活動の特徴のひとつである上記提供(いわゆる持ち寄り)によって、活動の大切な部分を支えています。ボランティアな活動は非営利の団体を非営利たらしめる重要な要素のひとつです。

そこで、同基準の重要性の原則に沿って、上記提供を可能な範囲で数値化し、当会の活動での人のうごきとそれを支える財やサービスの存在とを示すために、活動報告書に受入評価益を注記することになります。また、それに対応する受入評価費用も注記して相殺することで、実質的な資金のうごきがないことを示すことにします。

-2 無償もしくは著しく低い価格での財やサービスの提供の取り扱いについて

十分に「合理的または客観的に算定できる」受入益のみを計算することで、実際に提供された受入評価益額よりもかなり小さくなっていますが、それらについても同基準の慣習的な蓄積が少ないことから、今回は実際の資金のうごきとは別覧を設け、注記という形で示すことにします。また、適用覧だけでは十分に説明できないため、末尾にそれぞれの計算の根拠を添付して提示します。また、事業報告書についても、末尾にこれを補う詳細な報告を添付して提示します。

-3 無償もしくは著しく低い価格での財やサービスの提供の金額への換算について

営利法人はその活動に必要なさまざまな経費が金額で換算されています。当会も含めて非営利法人の活動規模を比較可能にするため、原則として、営利法人が当会と同様の活動を行った場合に必要となる費用に換算して示すことにします。非営利団体ならこれぐらいだろうという現時点の、つくられた常識は、実際の非営利の活動をおとしめる非常識に低いものであることを示すためでもあります。

-4 無償もしくは著しく低い価格での財やサービスの提供の種類について

上記の形態で当会に提供されたものは、今回は以下のとおりになります。けれども、これらについて勘案すれば、実際は受入評価益も受入評価費用も、支出科目に対応した種類があるのは自明です。しかし、今回は細かいものについて省くことにします。

ボランティア受入評価益	提供された人件費の額
交通費受入評価益	受入人件費が発生する場所に人が移動する必要な額
物品等受入評価益	提供された物品の額
通信費受入評価益	提供されたインターネット関連サービスの額と、通信に必要な額
施設等受入評価益	提供された地代家賃をリース料に換算した額
サービス受入評価益	提供された人件費に換算できないサービスの額

-5 無償もしくは著しく低い価格で提供された人件費評価益について

それぞれの役務に必要な時間の算出について、実際に計測可能なものと平均でこれぐらいという推定の数字にもとづくものがあるので、末尾の計算根拠で判断できるよう注を示すことにします。また、受入人件費について、正味の役務時間であることから、業務毎に単価を設定して計算します。

1000円/時間	特に経験を必要とせず、通常の常識の範囲で対応できる業務
1200円/時間	3年ほどの経験を持ついわゆる若手スタッフが行う業務
1500円/時間	10年ほどの経験を持ついわゆる中堅スタッフが行う業務
2000円/時間	十分な経験を持ち、専門的な知識が必要な業務
5000円/時間	十分に専門的な経験と知識を持ち、他の者にかえ難い業務 (弁護士などの相談料の半分として設定した 10000円/時間)

-6 理事日当の受入人件費評価益について

特定非営利活動促進法上、理事の2/3以上は無報酬であることが定められています。事実、当会の理事は全員、報酬はありません。しかし、理事からボランティアに提供された役務は、現実の資金の移動を伴わないにもかかわらず、当会においては必要欠くべからざる活動の源泉であることから、理事会への出席なども受入人件費評価益に積極的に計上することにし、同法の精神を具体的な数字で見せていくことにします。

-7 使途等が制約された寄付金等について

身近で小さな市民活動団体への応援として少額を助成する「市民活動応援☆きらきら基金」事業を、重要な事業として位置づけて取り組んでいます。その助成原資を同基金事業に使うことを述べ募金をした結果寄付された金額については、その重要性から使途限定の寄付金とし、正味財産の扱いの中で、一般正味財産と区別した別項を設けてこれを表記することにします。

-8 委託事業の前受金処理について

当会の二期にまたがる事業では、終了後残額を返済するという条件がついた委託事業の前受金については、正確な当期の財政規模を示すという観点から、当期に使った額を収入経費として計上し、残額は、前受金と負債として処理することとします。

2. 重要な会計の方針の変更

重要な会計の方針は、本来、軽々に変えるべきではなく、一定のルールによって継続的に行われることにより、比較可能な説明資料としての意味を持ちます。当会が平成22年度より活動計算書を導入したのは、前項、重要な会計の方針で述べているように、「ボランティアな活動は非営利の団体を非営利たらしめる重要な要素」であり、その部分を数字に置き換えて説明可能な形に表示できることが重要と判断したからです。

しかしながら、今期もまた大きな事業に取り組まざるを得ず、いつまでたっても、残念なことに前項の(1)から(6)に掲げる「無償もしくは著しく低い価格で提供された財やサービスの金額換算」について、十分に時間をかけた対応ができなかったため、本活動計算書においてはこの計上を一時延期し、十分な対応を待ってこれを再評価することとしました。誠に申し訳なく、ステークホルダーのみなさまに謝罪申し上げます。後日の再評価をお待ちください。

3. 事業費・管理費の内訳(別掲)

4. 使途等が制約された寄付金等の内訳(別掲)

5. 借入金の増減内訳(別掲)

3. 事業費・管理費の内訳

事業の種類	資源循環基 盤整備事業	助成基金 会計	他の収益の 無い事業	他の収益のある事業			事業費計	管理部門	合 計
				課税	課税	課税			
課税・非課税	非課税	非課税	非課税	課税	課税	課税		非課税	
按分比率	29%	なし	17%	38%	14%	1%		1%	100%

経常収益									
科 目	資源循環基 盤整備事業	きらきら基金 助成事業	他の収益の 無い事業	桑名市市民 活動センター 運営支援	みえNPOネット ワークセンター 参画支援	缶バッチ販売	事業費計	事務局費等	総合計
受取会費								22,000	22,000
きらきら基金助成寄付金		243,719					243,719		243,719
きらきら基金運営寄付金	10,100	10,974					21,074		21,074
一般寄附金			491,059				491,059		491,059
助成金	0		0				0		0
委託事業収入①みえNPOネットワークセンター			0		145,784		145,784		145,784
委託事業収入 桑名市				513,000			513,000		513,000
自主事業①サンタの行進							0		0
自主事業収入②カンバッチ						15,100	15,100		15,100
受取利息							0	11	11
その他収入							0		
経常収益合計	10,100	254,693	491,059	513,000	145,784	15,100	1,429,736	22,011	1,451,747

経常費用									
科 目	資源循環基 盤整備事業	きらきら基金 助成事業	他の収益の 無い事業	桑名市市民 活動センター 運営支援	みえNPOネット ワークセンター 参画支援	缶バッチ販売	事業費計	事務局費等	総合計
1 人件費									
給与	0						0		0
小計	0						0		0
2 その他経費									
通信費	142,561		15,235	87,768	4,728	525	250,817	16,200	267,017
消耗品	25,627				345		25,972	6,551	32,523
印刷費	121,104		20,097	8,572			149,773		149,773
支払報酬			93,000				93,000		93,000
調査協力金									0
外注費	221,760		70,000	312,660			604,420		604,420
荷造運賃									0
会議費	30,578						30,578		30,578
旅費交通費			23,760		22,850		46,610		46,610
諸会費					20,000		20,000		20,000
支払手数料				1,188			1,188	14,704	15,892
賃借料			50,090		3,000		53,090	16,030	69,120
租税公課									0
きらきら基金助成金		330,800					330,800		330,800
サンタの行進			10,120				10,120		10,120
缶バッチ販売									0
雑費									0
小計	541,630	330,800	282,302	410,188	50,923	525	1,616,368	53,485	1,669,853
経常費用合計	541,630	330,800	282,302	410,188	50,923	525	1,616,368	53,485	1,669,853
経常増減額									
非課税事業	-531,530	-76,107	208,757	102,812	94,861	14,575	-398,880		-398,880
課税事業							212,248		212,248
法人管理費								-31,474	-31,474
当期経常増減額			-398,880			212,248	-186,632	-31,474	-218,106
みなし寄附金振替				212,248		212,248			
所得金額							0		
地方税							72,000		
総計			-186,632			72,000	-258,632	-31,474	-290,106

4. 使途等が制約された寄付金等の内訳

使途等が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。

当会の次期繰越正味財産2,017,545円 ですが、そのうち782,595円 は、下記のとおり使途が限定されています。

したがって、使途が特定されていない一般正味財産は、1,234,950円です。

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
きらきら基金助成原資への使途指定寄付金	722,126	243,719	330,800	635,045	翌期使用予定助成原資
きらきら基金運営資金への使途指定寄付金	57,400	10,100	0	67,500	翌期使用予定運営原資
きらきら基金運営資金への使途指定助成金等	69,076	10,974	0	80,050	翌期使用予定運営原資
合 計	848,602	264,793	330,800	782,595	

使途限定寄付金の内訳

ひとつめは、ふつうに助成原資への寄付

ふたつめの、運営資金への寄付は、切手を換金した金額を入れる

みつめは、きらきら基金の団体助成で、寄付投票された金額を助成金扱いで貯めている

平成30年度

(平成30年6月1日から平成31年5月31日まで)

特定非営利活動法人みえきた市民活動センター

借入金の増減内訳

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
短期借入金				
役員借入金 理事長 郷司房夫	208,489	0	208,489	0
役員借入金 理事長 近藤順子	0	43,550	43,550	0
役員借入金 理事 川戸由起	0	30,000	30,000	0
合 計	208,489	43,550	252,039	0